

1 議 事 日 程 (第4号)

(令和5年第4回久山町議会9月定例会)

令和5年9月15日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 諸般の報告

・総務文教常任委員会調査報告

日程第2 議案第40号 久山町教育委員会委員の任命同意について

日程第3 議案第41号 久山町教育委員会委員の任命同意について

日程第4 議案第42号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について

日程第5 議案第43号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について

日程第6 議案第44号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について

日程第7 議案第45号 久山町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
(5久山町条例第15号)

日程第8 議案第46号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
(5久山町条例第16号)

日程第9 議案第47号 久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
(5久山町条例第17号)

日程第10 議案第48号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
(5久山町条例第18号)

日程第11 議案第49号 久山町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
(5久山町条例第19号)

日程第12 議案第50号 久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
(5久山町条例第20号)

日程第13 議案第51号 久山町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
(5久山町条例第21号)

日程第14 議案第52号 令和4年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第15 議案第53号 令和4年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 議案第54号 令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 議案第55号 令和4年度久山町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

日程第18 議案第56号 令和4年度久山町公共下水道事業会計決算認定について

日程第19 議案第57号 令和5年度久山町一般会計補正予算 (第3号)

- 日程第20 議案第58号 令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第21 議案第59号 令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第22 議案第60号 令和5年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第23 陳情第7号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の採択について
日程第24 議員派遣の件
日程第25 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番	阿部文俊	2番	久芳正司
3番	阿部哲	4番	本田光
5番	末松裕	6番	阿部恒久
7番	山野久生	8番	荒巻時雄
9番	佐伯勝宣	10番	只松秀喜

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

6番	阿部恒久	7番	山野久生
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町長	西村勝	副町長	佐伯久雄
教育長	重松宏明	経営デザイン課長	中原三千代
会計管理者	佐々木信一	上下水道課長	久芳義則
福祉課長	稲永みき	都市整備課長	大嶋昌広
税務課長	川上克彦	総務課長	久芳浩二
町民生活課長	井上英貴	産業振興課長	横山正利
教育課長	江上智恵	健康課長	亀井玲子

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	小森政彦	議会事務局書記	城戸貞人
--------	------	---------	------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

本日、全員出席であります。よって、議会は成立いたします。

会議に入る前に、私の方から佐伯議員に申し上げます。

佐伯議員は、令和5年6月定例会6月5日の一般質問において、質問は冷静に行う旨、私から注意を受けました。また同日、佐伯議員の一般質問における強い口調や発言態度等に関し、議長から勧告を行うことの動議が提出され、これに基づき佐伯議員は、私から勧告を受けました。

しかし、それにもかかわらず、佐伯議員は、本定例会9月5日の一般質問において、冷静さを欠いた強い口調と発言態度をとり、そして、町税に係る返還金の支払要綱に関連して、要綱を慌てて整理するというようなことをしないでと、事実に基づかない質問を行いました。

さらに佐伯議員は、議場内の事項について私に訴えることを目的に、議場外で私に必要以上につきまとい、個人宅まで押しかけ、その上配達証明郵便を送りつけるなど、その常識に欠ける言動は目に余るものがあります。

これらは全て、久山町議会会議規則第102条「議員は議会の品位を重んじなければならない」との規定に違反し、久山町議会運営の信頼を大きく損なうものであります。

よって佐伯議員に対し、今後、議員として、議会の品位を重んじた言動をとるよう、強く求めます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

（9番佐伯勝宣君「いいや、おかしいでしょう、異議があります」と呼ぶ）

受け付けません。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 諸般の報告

○議長（只松秀喜君） 日程第1、諸般の報告を行います。

総務文教常任委員会の委員会調査報告を求めます。

総務文教常任委員会、山野委員長。

○7番（山野久生君） それでは報告いたします。

本委員会に付託された調査事項について、久山町議会会議規則第77条の規定により報告します。

調査内容、ふるさと応援寄附金について。調査目的、平成20年に制度ができて以来、ふるさと応援寄附金制度は、地方公共団体の重要な財源となっている。久山町にとっても本事業は重要であり、寄附金の増加だけでなく、町内の農業者等による地域連携にもつながることを踏まえ、調査をすることとした。調査結果、令和4年3月16日から令和5年9月4日まで5回の調査・協議を行った。久山町のふるさと応援寄附事業は、平成23年度に事業を開始し、平成26年度以降は、寄附件数・寄附額とも増加を続けている。近年の金額は、令和元年度1億4,624万円、令和2年度2億6,303万円、令和3年度3億6,438万円、令和4年度4億9,547万円となっており、毎年度約1億円ずつ増加している。一部の返礼品に寄附が偏る傾向があるものの、担当職員を2人体制に増員し、より丁寧な寄附者対応に力を入れ、新規返礼品の募集、開発にも取り組んでいる。さらに、令和4年4月の町ホームページのリニューアルに合わせ特集ページを開設し、外部の募集サイトの追加、有料広告による返礼品の宣伝も行うなど、PRにも力を入れている。まとめ、ふるさと応援寄附事業は、自治体が町内の特産品やサービスを全国の寄附者にPRすることで、町内事業者の活性化を図ることができる。反面、全国の自治体がライバルとなることを踏まえ、事業者は返礼品のどこが魅力だと考えているのか、全国の寄附者の目に留まり、繰り返し選ばれるのはどのような返礼品なのかを考える必要がある。他部署とも連携し、幅広い返礼品が選ばれるように努め、今後の町内事業者の活性化を図っていただきたい。また、本事業は、その取り組み方によっては、自治体財政に大きな影響を与える。今後も引き続き、新規返礼品の検討、PR方法の検証、寄附者への丁寧な対応に努め、寄附額の増につなげていただきたい。

以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第40号 久山町教育委員会委員の任命同意について

○議長（只松秀喜君） 日程第2、議案第40号久山町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本案は人事案件でございますので、プライバシーや人権等に配慮し、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第40号久山町教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第41号 久山町教育委員会委員の任命同意について

○議長（只松秀喜君） 日程第3、議案第41号久山町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本案は人事案件でございますので、プライバシーや人権等に配慮し、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第41号久山町教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第42号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について

○議長（只松秀喜君） 日程第4、議案第42号糟屋郡公平委員会委員の選任同意についてを議題とします。

本案は人事案件でございますので、プライバシーや人権等に配慮し、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第42号糟屋郡公平委員会委員の選任同意についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第43号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について

○議長（只松秀喜君） 日程第5、議案第43号糟屋郡公平委員会委員の選任同意についてを議題とします。

本案は人事案件でございますので、プライバシーや人権等に配慮し、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第43号糟屋郡公平委員会委員の選任同意についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第44号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について

○議長（只松秀喜君） 日程第6、議案第44号糟屋郡公平委員会委員の選任同意についてを議題とします。

本案は人事案件でございますので、プライバシーや人権等に配慮し、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第44号糟屋郡公平委員会委員の選任同意についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第45号 久山町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

○議長（只松秀喜君） 日程第7、議案第45号久山町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第45号久山町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを採

決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第46号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第8、議案第46号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 議員の給与がおおむね10%増ということで認識しておりますがそれによろしいかというのと、前々からも私もこれは問題提起しておったものでなかなかそれがちょっと通らない部分もあった、それが唐突にこうやって町長がご提案されたというそれを経緯をお伺いしたいんですけれども、議会で議論に最近なかったと思うんですけど何か唐突だなと。良いことだけれども、唐突だと思うんですがその辺どうでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 議会の初日提案理由で議案説明会で説明したとおりの提案内容になりますが、本町におきましては長らく議員報酬等見直しをやっておりませんでしたので、特別職も含めて、その辺と周辺状況を勘案して提案をさせていただいています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） これが糟屋郡なみ、中レベルになるということで、後々ほかの周辺の自治体町もまた議会給与体系で変わってくるんでしょうけど今んところ中レベルになるということで、若い議員の方がこれはまたなり手が出てくるんじゃないかなと思います。そういった思いもやっぱあるんでしょうか。若い活きのいい方が入っていただきたいという思いもあるのかということと、こういったいい議論、提案されるのであれば、前もって全員協議会やればいいのかと思うんですけども、前もってそういった議会に諮るということとはなかったんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 議員の全国的な問題というなり手問題であります本町におかれまし

て、そういう問題が今後発生するかもしれません。ただやはり議員活動の活発化にも必要だと思しますので、今回の提案というのは大事だと思います。総務課長の方からこの報酬審議会の関係につきまして、全員協議会との関係というのが、手続き上の話をもう一度再度、説明したいと思えます。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 特別職および議員の報酬等につきましては、報酬等審議会を経て議会の議決を経るというふうになっておりますので、その前に全員協議会に諮ることはないと考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 分かっておるんですけどその前に、こういったことでちょっと委員会に諮問してみようと思えますということで議会に言う分はこれは全然いいんじゃないかなと思うんです。特に6月議会というのは、時間はたくさんありました。あのあたりからやはり町長自身も思っておられたことであろうかと拝察しますが、それであつたら、前もって言った方が、確かにいただける部分はうれしくもあります。これでようやく少しは議員活動できるかなと。いろいろまた政務活動費の問題とかありますが、ただそれ前もって言ってもらった方が言う分はこれ全然いいと思うんですけども、それがなく突然こういった、いいお知らせ、ほっとするお知らせになったっていうのをちょっとあれなんですけども、そこら辺前もって諮ること、こういうふう提案しよう、諮問しようと思えますことはできなかったんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 事前報告につきましては、議長、副議長に、一応一言は断りを入れております。それをもって、審議会の方にかけるということでございますので、全員協議会等々を経て、審議会にかけるというのは、手続きの2段階えになってまいりますので、これはどうかと思えます。

以上です。

（9番佐伯勝宣君「はい」と呼ぶ）

○議長（只松秀喜君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

（9番佐伯勝宣君「はい」と呼ぶ）

では討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 私は、議案第46号議員の給与に関する議案に反対いたします。

確かに平成18年ですかね、役場の機構改革の影響で、議員の給与が糟屋郡内最低ラインに抑えてある件は、私自身も聞いて納得していませんでした。今回の給与引き上げで郡内標準レベルまで戻るということはようやくこれで普通になるなどは思います。私も、久山町議会の給与体系は、政務活動費の問題も含め、長年疑問に思っていた件です。しかし、今回の提案は唐突です。いきなり出てきた感があります。また今回、課税誤りの問題で、町民の税金でやってはいけない間違いを役場がやった件。本来議論をしなければならぬ私ども議会が議論をしないで行っている、9月議会を終わろうとしている。今、上げるべきではなく、やはり議会でやるべき町民の税金の不始末の件、しっかり議論が済んだ後、対応すべきではないでしょうか。まだ、政務活動費をどうするかというこの問題、これも言いましたがあります。課題もあります。私は今、この提案をそのまま認めるのではなく、1、2カ月期間を置くべきと考えます。よって、今回の提案には賛成できません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

本田議員。

○4番（本田 光君） 私は、議員生活を長く、議員生活させてもらっています。そういう中で、議員だけの歳費では到底食べていけないという時代もありました。それで、あれほどの資料だったですかね、当時行政改革関係含めて、職員も含めた全部減らそうということが一時ありました。そういうことじゃなくて、他町は全然関係なく、そのまま維持されたわけですね。ただ、久山が他町に足並みそろえたという点では、新しいこの議会を目指す議員さんたちを誕生させるには、どうしてもやっぱりこの一定の歳費っていうのは必要だというふうに考えます。従って、本当に議員という立場、それと執行部の皆さんの給料も引き下げはすべきじゃないという、この場から今までも発言してきたわけですね。ですから、ぜひそういう点では、この議案については、賛成できます。大いに賛成討論といたします。

○議長（只松秀喜君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） これで討論を終わります。

議案第46号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第47号 久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第9、議案第47号久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め……。

（9番佐伯勝宣君「はい」と呼ぶ）

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） これは監査委員ですよ。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案説明会でご説明いたしましたとおり、監査委員です。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 職員の分はないんですかね。要するに課税誤りの分でいろいろ何か調整しなければいけない点があれば、ここ上がっておりませんが、どうでしょうか。

○議長（只松秀喜君） ただ今の質問は議案第47号ではありませんので。

（9番佐伯勝宣君「了解しました。確認しましたので大丈夫です。監査委員ですね。了解しました」と呼ぶ）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

（7番山野久生君「はい」と呼ぶ）

山野議員、すいません。

では討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

山野議員。

○7番（山野久生君） 監査委員に課せられる職責の重要性や監査すべき内容の広範囲に及ぶこと、また、より深くなっていること、さらに糟屋地区における他町との均衡を図るためにも今回の増額は妥当であると考えられます。私は、よって賛成します。これで賛成討論にさせていただきます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） これで討論を終わります。

議案第47号久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第48号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第10、議案第48号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山野議員。

○7番（山野久生君） 今回の議案では、特別職の給与報酬について増額となりますが、燃料費、物価の高騰など生活する上で厳しい社会情勢が続いている状況の中で、今後職員の給与に関しても増額するなどの検討をされる予定はございますか。お伺いします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。職員の分につきましても当然社会状況を反映しなきゃいけないということを考えています。人事院の方からも今回見直しの是正ということで、月例給そしてボーナス等につきましても見直しを図るということになってますので、その対応をしっかりとやりたいと思います。なかなか私たち地方自治体の職員というのは人事院っていうものの勧告とかそういうものに大きく影響されるところありますが、できるだけ職員の待遇というのを向上できるそこはやっていきたいと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

では討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 私は、議案第48号町の三役の給与に関する議案に反対いたします。

前日の議案第46号議員の給与の件とかぶりますが、課税誤りの一件が大きな要因です。町長はこの件、地方税法第417条にのっとり対応したと9月5日答弁しました。率の適用誤りは重大な錯誤であり、昨年度、一昨年度とこれを間違っって納税者から過大に徴収しているわけです。それに対し、今年5月25日さかのぼって10年分、誤り分を町民の税金を使ってお返ししているのです。その詳細な説明がまだなされていません。9月4日報告があ

った、調査したという資料はまだ手元に来ていません。まだ誤りの件は、町民にも、公表されていません。町民の税金の…。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員、48号に関連しておりませんのでほかの討論をお願いします。

○9番（佐伯勝宣君） 地方自治法第131条に抵触しますよ。発言中です。大いに関連します。9月4日報告があった、調査したという資料はまだ手元に来ていません。まだ誤りの件は、町民にも公表されていません。町民の税金の過ちがあった後です。給与を増額するのは、少し待たなければならないのではないのでしょうか。事実上のペナルティーです。よって、議案第48号は今回、賛成することができません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

山野議員。

○7番（山野久生君） 私は賛成します。

現在、地方公共団体に求められる責任は年々大きなものになっております。その代表となる町の三役に負担される職責も当然大きいものとなっているものと思います。また、その職責は複雑、高度化しており、さらには過去をさかのぼってみると、平成14年から行政改革等を踏まえながら四度減額となっている状況でございます。一方、糟屋地区の状況を見ると、本町と同じく行政改革時に減額となっておりますが、平成22年度から平成24年度にかけて、減額前の金額に戻している状況です。しかしながら、本町は減額前に戻さない状況が続いております。さらには、今お話しした状況に加えて、社会経済情勢の変化も併せて考えると、報酬等審議会の答申のように、増額することは妥当であると考えられ、私は賛成します。私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） これで討論を終わります。

議案第48号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第49号 久山町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第11、議案第49号久山町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第49号久山町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第50号 久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第12、議案第50号久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第50号久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第51号 久山町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第13、議案第51号久山町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第51号久山町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第52号 令和4年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第14、議案第52号令和4年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 決算に関する資料ですね、これの税務課の分の3ページ、固定資産税についてお伺いいたします。

これ課税誤りで数字は変わらないとおっしゃいました。しかし、相手への還付ですか、これが5月25日に済んでるということですので、決算の中にどっかで入ってくるんじゃないかなと思ったら、それは予備費から出したんでしょうか。どうなんでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 税務課長の方からお答えさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 税務課、川上課長。

○税務課長（川上克彦君） お答えいたします。

もうすでに支出して金額固まっておりますので、影響は出ないというふうに考えております。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 支出のどこから出たかというのは、そして次年度にそれは数字で上がってくるんでしょうか。どうなんでしょう。

○議長（只松秀喜君） 税務課、川上課長。

○税務課長（川上克彦君） ちょっとおっしゃている意味がよく分からないんですけど。

（9番佐伯勝宣君「じゃあ最後の質問」と呼ぶ）

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 例えば予備費とかなんとかいわゆる勘定科目ですね、それはどこになるのかということだけ。支出の部分ですね。それで来年度数字が変わってくるのかその分ですね。要は税金から出した形になっております。それをちょっと聞きたかった。

○議長（只松秀喜君） 税務課、川上課長。

○税務課長（川上克彦君） 令和4年度分については歳入還付になると思いますのでその分を含めて決算をいたしております。それ以降の支出金については、令和5年度の支出になりますので、令和5年度の決算に上がってくるかというふうに考えております。

○議長（只松秀喜君） ほかにございませんか。

阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 私は、決算書の65ページ、2款総務費、1項総務管理費、交通安全対策総務費の交通安全指導員対応について質問をいたします。

交通安全指導員の実情は、年間報償費4万1,000円。費用弁償は、町外での行事参加のみの場合2,500円支給されています。年間行事は、春・夏・秋・年末の交通安全県民運動でそれぞれ7日間、地区交通安全キャンペーン4回、両小学校・幼稚園の交通安全教室、

その他に町のドッジボール大会、シニアグランドゴルフ大会、ソフトボール、ソフトバレーボール大会等への交通安全指導出動となっています。

また、65歳までの定年延長での現状、各行政区の区長さんがなかなか引き受け手がなく、いろんな形で苦慮されているのが現状でございます。少しでも指導員の対応について報償費・費用弁償の検討ができないものか質問をいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ただ今のご質問について回答させていただきます。

私の方もやはり交通安全指導員の皆さんと一緒に行動する機会も多く、本当にいつも感謝の気持ちでいっぱいなんですけど、やはり大変な状況であると、行政区でも議員のご指摘のとおり、選出がなかなか難しいというお話も伺ってます。こういうこともやはり今後、町を地域の方に見守っていただきながらやっていく上で、ある程度、処遇待遇というのは、見直しの時期に来てると思います。交通安全の指導員の皆さんも含め、町の役員も含めて、再度見直し等を行いたいと私は考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） よろしいですか。

（3番阿部哲君「はい」と呼ぶ）

ほかにございませんか。

阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 町有財産の管理について質問します。

令和3年度、昨年の決算審査意見書では、売却が可能な資産である旧山田・久原幼稚園跡地については、早急に処分計画を立て処分を行うべきであると指摘されておりました。また、山田幼稚園跡地については、隣接地を含めた開発計画はあるようですがも塩漬けにならないよう、進捗状況によっては、幼稚園跡地単独での売却、開発も視野に検討すべきだという意見がありました。しかしながら、今年度の決算審査意見書では、これらのことは一言も触れられておりません。旧山田・久原幼稚園跡地について売却あるいは開発のめどが立ったのかということをお聞きします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 旧山田幼稚園・久原幼稚園の跡地の利用ですが、旧山田幼稚園につきまして、やはり一体的な開発としてまず準備委員会等が地元の方で発足しておりますので、その経緯を踏まえながら町として見守っている、そういう状況になってます。旧久原幼稚園につきましては、学校橋の関係の資材置場等で活用を今しておりますので、まずは学校橋が完成するということから動きを行うというふうを考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 方向性は分かりました。ただ学校橋の完成を待つという久原幼稚園の方ですけども、もうすでに用地の規模は、用地はあってそれをいかにするかということは、学校橋の完成を待たずに計画だけといいますか、そういう審議会といいますか、そういった議論はされてもいいんじゃないでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 庁舎内では、関係部署で協議をしています。あその久原幼稚園だけでなく、どのような利用をしていくかっていうのは、内部で議論してますが、学校橋の利用の状況、資材置場、車の停車とかそういうもの含まれてますので、そちらの方をまず終わって、実際に具体的に動き出したいと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

本田議員。すいません、お座りください。

では討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

本田議員。

○4番（本田 光君） 議案第52号令和4年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

令和4年度一般会計当初予算について反対討論でも指摘しました。岸田内閣は、今最も緊急課題であるコロナ対策についてもワクチンなど感染防止の対策の点や検査・医療などの感染者の命を守る対策でも、コロナの影響で困窮する事業や家庭の支援策など不十分な内容となっております。岸田首相が掲げる新しい資本主義、新自由主義からの転換とは、アベノミクスの名で進められてきた新自由主義的な大企業と富裕層優遇の経済政策を継承していくということだと考えます。敵基地攻撃能力の保有、また国防費の対GDP 2%など安倍政権や菅政権でも言えなかった内容にまで公然と踏み込んでいること、こうしたことは、絶対に許せません。日本共産党は、日本国憲法の全条項を守り、国民・住民の命と暮らしを守る地方自治体の役割の発揮を強く求めていきます。政府は、コロナ禍を口実に

デジタル化推進を前面に打ち出しており、また、国民はマイナンバーカードによって監視、また、国民の個人情報が大企業などのもうけのタネになりかねません。今、地方公共団体は、コロナ感染症対策、物価高騰対策などを抜本的に強化し、国の悪政押し付けから、それぞれの自治体としての役割を負わされ、頑張っておられるところも一方じゃあります。しかし、今、この国の悪政から、住民の暮らし・福祉・介護・教育・農林業の再生施策の充実が強く求められています。令和4年度一般会計の公園費、久山町総合運動公園スポーツゾーンは、令和4年度まで補助が付くとして、地方債4,500万円を計上、一方前町長から西村町長に引き継がれたということでもありますけれども、野球場サッカー場建設については、完全に断念するという言葉はあまり聞いておりません。従って、決算書の款・項・目を見て、歳入歳出、例えば総務費の一般管理費の平和事業補助金、また、民生費の児童福祉施設費、衛生費の新型コロナワクチン接種事業、農業振興費、また、土木費の道路維持費、教育費等の賛成評価できる点は大いにあります。しかし、各款・項・目を見ても総合的に見て、賛成できないことを申し上げて、反対討論といたします。

○議長（只松秀喜君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） 私は、この議案に賛成でございます。

というのが、教育課が行っている山田小学校の大規模改修。現場説明でも見ましたが、見事によみがえっております。また、中学校の図書館のリニューアル。これは学生が参加しまして積極的にやっている物件でございます。また、福祉課で行われました杜の郷保育園の改修・補修工事。すぐに予算を要求いたしまして見事に完成しております。また、長寿命化計画まで策定されているものは見事でございます。それから、コロナ対策、また物価高騰対策で国からの補助金、これを上手に使いまして、C&Cセンターのエレベーターの改修工事。それから、住民にごみ袋の配布、小学校の給食、そして中学校の弁当に対する助成も行われており、商工会に対しても助成が行われております。

このようなことをやった令和4年度の決算書、私は十分に評価できるものとみなし賛成いたします。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 原案に賛成者の発言を許します。

阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 令和4年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成討論をい

たします。

令和4年度実施事業は3年計画の山田小学校大規模改修事業1億934万円。主要道路山田～久原線など舗装打替工事7,006万円。令和6年3月開通が待たれる学校橋災害復旧事業1億1,815万6,000円。ふるさと応援寄附金事業推進の2億1,465万7,000円。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業3,964万5,000円。新規事業としまして、子育てつながるプロジェクト事業129万8,000円、3年計画の中学校図書館リニューアル事業565万2,000円、シニアチャレンジ応援事業96万2,000円、久山てらこや+事業43万9,000円。そして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用としまして、学生支援給付金給付事業1,290万7,000円、指定ごみ袋支給事業905万6,000円、学校給食費等助成金2,023万8,000円、電子図書推進費450万4,321円、自治体DX推進事業502万840円、水稻農業物価高騰対策支援金272万6,000円など、いろいろな面で、町の政策、生活基盤から活性化、そして町民に密接した支援事業がたくさんあり、また、適正に執行されておりました。

また、令和4年度決算額は前年度比で歳入98.5%で、歳出は96.7%となっていますが、町税収は22億6,164万円で、2,792万円の増額で、徴収率も99.6%と、郡内でもトップクラスであり、実質収支は、5億8,885万5,000円の黒字。実質単年度収支は、1億5,976万8,000円の黒字となっています。

こういうことから私は、令和4年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成といたします。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） これで討論を終わります。

議案第52号令和4年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第53号 令和4年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第15、議案第53号令和4年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第53号令和4年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第54号 令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第16、議案第54号令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第54号令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第55号 令和4年度久山町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第17、議案第55号令和4年度久山町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第55号令和4年度久山町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第56号 令和4年度久山町公共下水道事業会計決算認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第18、議案第56号令和4年度久山町公共下水道事業会計決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第56号令和4年度久山町公共下水道事業会計決算認定についてを採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第57号 令和5年度久山町一般会計補正予算（第3号）

○議長（只松秀喜君） 日程第19、議案第57号令和5年度久山町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 補正予算書21ページですね。賦課徴収費の中の22償還金、利子及び割引料、町税等過誤納還付金の300万円、これは例年どおりの金額というふうに聞きましたが、補正はこの時期だったのですかね、ちょっとそれだけお伺いしたいんですが。何があるかなと。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 税務課長の方からお答えいたします。

○議長（只松秀喜君） 税務課、川上課長。

○税務課長（川上克彦君） お答えいたします。

補正予算につきましては、年度ごとの状況によって異なりますので、この時期であったとか、12月になるとかっていうのが、通常確定はしてないというふうに考えております。

○議長（只松秀喜君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第57号令和5年度久山町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第58号 令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（只松秀喜君） 日程第20、議案第58号令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第58号令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第59号 令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（只松秀喜君） 日程第21、議案第59号令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第59号令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第60号 令和5年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（只松秀喜君） 日程第22、議案第60号令和5年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第60号令和5年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 陳情第7号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の採択について

○議長（只松秀喜君） 日程第23、陳情第7号森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の採択についてを議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会、阿部哲委員長。

○3番（阿部 哲君） 陳情第7号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の審査報告。本委員会に付託されました陳情を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受理番号、陳情第7号。付託年月日、令和5年9月4日。件名、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書であります。審査の結果、採択。委員会の意見、国におかれは、森林環境譲与税の創設経緯や目的に鑑み、森林環境譲与税が森林整備に一層活用されるよう、森林の多い市町村に森林環境譲与税の配分ができるよう、譲与基準の見直しに

ついて強く要請するべきであって、よって採択すべきである。結論、産業建設常任委員会では、全員賛成にて採択といたしました。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

原案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

陳情第7号森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の採択についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

陳情第7号森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は採択することに決定しました。

本意見書を関係機関へ早急に提出いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 議員派遣の件

○議長（只松秀喜君） 日程第24、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配布しましたとおり派遣することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、議員派遣の件は、お手元に配布しましたとおり派遣することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 日程第25、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 日程第26、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました本会議の会議日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第4回久山町議会9月定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時32分